薬生機審発 0228 第１号
令和４年２月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（公印省略）

希少疾病用再生医療等製品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の２第１項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品が下記のとおり指定されましたので、通知します。

記

指定番号：（R4 再）第 22 号
再生医療等製品の名称：培養ヒト角膜内皮細胞（CHCEC：Cultured Human Corneal Endothelial Cell）
予定される効能、効果又は性能：水疱性角膜症
申請者の氏名又は名称：合同会社コーニアジェン・ジャパン